

議決権行使の考え方

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社は、MFSが議決権行使の基本方針として定めた「議決権行使に関する方針及び手続き」を採用しております。

【基本方針】

議決権行使に関するお客様のご方針は国によりそれぞれ異なる部分もありますが、MFSは議決権行使にあたって、お客様にとって長期的な経済的利益に合うことを最優先に、議決権行使の判断を行って参ります。

日本のお客様からお預かりしている運用資産においても、MFSの基本方針に基づいて議決権行使の判断を行いますが、特に重要と考える点は以下の通りです。

- (1) 企業内部において株主価値の観点から経営を監督する仕組みとしてのコーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目指して議決権行使の判断を行います。
- (2) 企業や経営陣による反社会的行為、つまり、違法行為や行政処分、訴追、その他社会的信用を著しく害するような行為については、それが株主価値を明らかに毀損している場合には、基本原則に基づいて厳正な判断を行い、議決権行使を通じて、経営の改善を要求します。
- (3) 企業業績については、基本的には投資対象としての判断(保有継続もしくは売却)が優先しますが、業績、株価の低迷が議決権行使によって改善される場合には、取締役の選任などの具体的な議案の判断に反映されることがあります。
- (4) その他株主価値の毀損が明らかな場合は、議決権行使を通じて、企業に対し適切な経営を行うよう要求します。

【体制及び意思決定プロセス】

MFSの議決権行使に関する方針及び手続きは、MFS法務部の上級幹部社員及び議決権行使コンサルタントを含むMFS議決権行使委員会が監督しております。MFSでは、自身及びファンドの代理として、独立した議決権行使管理会社であるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービス・インクと契約を結んでおります。議決権行使管理会社では、その契約に従いMFSのファンドや法人のお客様の勘定について、議決権行使にかかる情報収集、MFSの指示に基づく議決権行使事務処理や記録管理などの業務を行います。

原則として、ポートフォリオマネージャー及びアナリストは、MFSの議決権行使に関する方針の策定、または実際の手続きにおいても、関与することはありません。これは、MFSの議決権行使に関する方針の適用における一貫性を高めることを目的としたものです。

最終的にはMFS議決権行使委員会が議決権行使に関するすべてを決定します。

(連絡先)

コンプライアンス・オフィサー 電話03-5510-8550

2011年5-6月株主総会 国内株式議決権行使指図結果

エムエフエス・インベストメント・マネジメントが、2011年5月及び6月に開催された国内株式の株主総会において、議決権行使指図を行った結果は以下のとおりです。

1. 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計
a. 剰余金処分案等	39	0	0	0	39
b. 取締役選任	448	9	0	0	457
c. 監査役選任	62	16	0	0	78
d. 定款一部変更	10	0	0	0	10
e. 退職慰労金支給	3	2	0	0	5
f. 役員報酬額改定	24	2	0	0	26
g. 新株予約権発行	0	0	0	0	0
h. 会計監査人選任	1	0	0	0	1
i. 組織再編関連 (※1)	0	0	0	0	0
j. その他会社提案 (※2)	4	4	0	0	8
合計	591	33	0	0	624

(※1) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※2) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策 (上記 a～i の議案を除く) 等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計
合計	7	16	0	0	23

3. 議決権行使結果の概況

2011年5月～6月に株主総会が開催された国内企業のうち弊社が議決権行使の権利を有する会社数は50社であり、そのすべての上程議案を個別に審査して議決権行使指図を行いました。会社提出議案は合計で624議案あり、このうち反対行使したものは33議案でした。また株主提出議案は合計で23議案あり、このうち賛成行使したものは7議案でした。

会社提出議案に反対行使した主なケースは、「独立性に疑義のある社外監査役候補者の選任」、「取締役会への出席状況が不良な社外取締役の再任」、「相当程度の株式の希薄化につながる恐れのあるストックオプションの付与」などでした。